

（大型後部反射器）

**第133条** 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、大型後部反射器の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 大型後部反射器は、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一辺の長さが130mm以上、幅が130mm以上150mm以下（被牽引自動車に備えるものにあつては、195mm以上230mm以下）の長方形であり、かつ、その長さの合計が1,130mm以上2,300mm以下であること。
  - 二 被牽引自動車に備えるものは、黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部により囲まれており、かつ、当該反射部又は蛍光部の幅は $40 \pm 1$ mmであること。
  - 三 被牽引自動車以外の自動車に備えるものは、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる $45 \pm 5^\circ$ の角度をなす縞模様であり、かつ、その幅は $100 \pm 2.5$ mmであること。
  - 四 大型後部反射器は、前条第1項第3号前段の基準に準じたものであること。
  - 五 大型後部反射器は、昼間においてその後方150mの位置からその赤色部を確認できるものであること。
  - 六 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる大型後部反射器であつて、その性能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている大型後部反射器
  - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器
  - 四 前号に準ずる性能を有する大型後部反射器
- 3 大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第38条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 大型後部反射器の数は、1個、2個又は4個であること。
  - 二 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上0.25m以上（セミトレーラであり、かつ、その構造上、大型後部反射器を地上0.25m以上の位置に取り付けることができない場合においては、地上0.25mより下のできるだけ高い位置）及びその上縁の高さが地上1.5m以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上1.5m以下の位置に取り付けることができない場合においては、地上2.1mより下であり、かつ、地上1.5mを超えるできるだけ

低い位置）となるように取り付けること。

- 三 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面より上方 $15^{\circ}$ の平面及び下方 $15^{\circ}$ の平面（当該大型後部反射器の上縁の高さが地上0.75m未満の位置に取り付けられている場合にあつては、下方 $5^{\circ}$ の平面）並びに大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より大型後部反射器の左右それぞれ $30^{\circ}$ の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができるように取り付けること。
  - 四 大型後部反射器（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取り付けること。この場合において、縞模様のものであつては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称となるように取り付けること。
  - 五 大型後部反射器は、自動車の後面にそれを後ろに向けて、その下端が水平になるように取り付けること。
  - 六 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆるみ等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。
- 4 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであつてその性能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。